「京都市軽自動車税事務所　給水設備（漏水）修繕」仕様書

（担当：大江、大和田　℡　075-746-4824）

１　件名

　　　京都市軽自動車税事務所　給水設備（漏水）修繕

２　目的及び概要

　　　給湯室内に設置された給湯器の給水設備に漏水が生じているため、その原因となっている箇所

の補修等を行う。

３　期間

　　契約締結の日から令和７年９月２６日までのいずれかの日。

　　具体的な作業日時については、受注者と本市担当職員で調整し決定する。

４　履行場所

　　京都市軽自動車税事務所

（京都市伏見区深草中川原町１３－７　京都管理基地事務所２階）

５　修繕内容等

漏水の具体的な原因を特定するとともに当該原因箇所の補修等を行い、漏水を解消する。

　　なお、給湯器の設置場所及び設備の現況写真は、別紙のとおりである。

６　特記事項

⑴見積書作成等で事前に現場確認が必要な場合は、上記連絡先に連絡し、日程調整を行うこと。

なお、見積書作成費及び出張費等の経費は、応募者の負担とする。

⑵周辺施設及び近隣住民との間で問題が生じないよう、安全確保に十分留意すること。

⑶作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。

⑷修繕に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含むものとする。

⑸業務に伴い発生した廃棄物は、適切に処理するものとし、その運搬費及び処分費は、本業務に含むものとする。

⑹作業完了後には、完了届の他に、作業前と作業後の状況が分かる写真を提出すること。

⑺作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。

また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対

応すること。